

令和4年度 部活動規定

(1) 部活動の成立

1. 活動を希望する生徒ならびに顧問の両者が揃い、部活動の成立とする。
2. 部活動の新設を希望する場合、顧問と部員の両者が揃い、活動場所が確保できた上で、顧問会議の承認、職員会議の承認を得て成立する。

(2) 活動期間

1. 生徒と顧問が揃い、部が成立した日より翌年3月31日までとする。

(3) 部活動一覧

部活動名	顧問	部活動名	顧問
野球		柔道	
サッカー		バレーボール(女子)	
バスケット(男子)		ソフトボール(女子)	
バスケット(女子)		吹奏楽	
ソフトテニス(男子)		コンピューター	
ソフトテニス(女子)		美術	
剣道		演劇	

※期間限定

水泳部	
相撲部	
その他 (バドミントン、レスリング、陸上等)	

(4) 活動時間

月	4	5	6・7	8	9	10	11~1	2	3
活動終了時刻	17:45	18:00	18:15	17:45	17:30	17:15	16:45	17:00 17:15	17:30
最終下校時刻	18:00	18:15	18:30	18:00	17:45	17:30	17:00	17:15 17:30	17:45

(5) 活動について

1. 活動中は顧問・部員ともに事故が起こらないように充分注意する。
2. 決められた時間内に実施し、最終下校時刻を守る（顧問は校門で下校指導を行う）。
 - ①朝練習 → 7：00に開始（6：45以前に登校しない）し、8：00に終了（片づけの時間は除く）
 - ②放課後練習 → （4）活動時間を参照
※下校時間を必ず遵守すること。**時間を過ぎての校外での着替え等も禁止する。★**
※チャイムの鳴り始めて学校を出ているようにすること！★
 - ③学校休業日の練習 → （4）活動時間を参照
グラウンドや体育館の割振りは各顧問で相談の上決定する
 - ④入学式・卒業式 → 朝練習はなし。
放課後練習は再登校で可（再登校時間を厳守）
3. 雨天時に校舎内で練習をする場合は、“走る”などの練習はしない。（廊下また階段も含む）ただし、学校休業日で一般生徒がいない場合は、他の部活動に配慮し、事故などに充分注意した上で“走る”などの練習を可とする。
4. 中庭での活動は原則行わない。（男テニ&女テニはP島付近OK!）
5. 部活動の服装は部活動時のみ着用する（更衣は活動場所で行う）。
6. 荷物はすべて活動場所に持っていき、教室等に残したまま部活に行かないようにする。
7. 活動場所、部室、用具は大切に扱い、常に清潔にし、整理整頓に努める。使用後は必ず消灯し、施錠する（顧問が責任を持って確認し、部室の鍵は顧問が管理する）。
8. 教室を使用する場合は許可をとる。
9. 再登校の際は、部活動で定めた服装も可とする（個人的な事情で帰宅した場合は除く）。
10. 顧問が不在時（出張などは除く）は原則活動できない。
11. 部室に個人の荷物を置かないこと。（教科書、ノート、着替え等）
12. 登下校時、制服を正しく着用すること。（ワイシャツの下にアンダーシャツ、プラクティスシャツ等の着用は禁止とする。）
13. 休日、祝日、長期休業中における遠征時（他校への移動、駅、路線バス、貸し切りバス等）における自転車での登校は可とする。

(6) 活動できない日について

1. 諸活動停止期間（テスト前5日間）
2. 月曜日の朝練習（ノー朝練デー）、水曜日の放課後練習（ノー部活動デー）、その他学校事情により特別に指示があった場合
3. 土日祝日、8：30まではボールの音や声に配慮した練習を行う。
また内周は禁止とする（近隣住民の要望）
4. 長期休業中は週1日以上の上の休業日の設定を厳守する（予定表に記入）

(7) 活動できない日の特別措置について（以下の項目を遵守すること）

1. 公式戦やコンクールの日程の関係上、活動の必要がある場合は、校長及び保護者の了承を得た上で活動することができる。
2. 練習を行うことを日報に記載して全職員に周知する。
3. 練習試合は行わない（土日、祝日）。
4. 大会（コンクール）終了後に学校に戻ってきて練習しない（土日、祝日）。
5. テスト1日目の練習、テスト2日目の朝練習は行わない。

6. 朝練習か午後練習のどちらかを行い、練習時間は、準備や片づけを除いた1時間程度とする。
7. 練習に参加する生徒は、
 - ①大会（コンクール）に直接関係のある生徒（大会に登録されている生徒など）
 - ②部活動指導や生徒指導を考慮した上で顧問が必要と判断した生徒（大会に登録外だが、チームのモチベーションを高めるために必要な生徒など）
8. 保護者の理解を得られるように配慮する。

（8）給食がない日の昼食について

1. 昼食は指定された場所でとる（場所については顧問の裁量による）。
2. 飲み物は水筒またはペットボトルクーラーに入れてくる（一年を通して可）。
（ビン、缶、パック類、ペットボトルのみはゴミになるので持ってこない）
（ペットボトルクーラーのボトルは必ず家に持ちかえる）
3. 昼食は家より持参するか登校時に購入してくる（昼食を忘れたとき、または家庭の事情により用意できないときは、自宅で昼食を済ましての再登校は可とするが、昼食を買いに校外に出ることは許可しない）。

（9）部費について

1. 部費は年間5,000円以内とする（保護者会等が管理するものは例外とする）。
2. 部費の徴収の際は集金袋を使用し、顧問が領収印を押す。
3. 部費を徴収した部については、会計報告を教頭ならびに保護者に提出し承認を得る。
4. 大会参加費はPTAから出していただくことができるので、領収証を添えて教頭先生に提出すること。
5. 部活動登録費は各部活動で用意することとする。

（10）その他

1. 活動後の下校については、最終下校時刻を厳守し、交通事故に充分注意して、できるだけグループで速やかに下校する。
2. 自転車で移動の際は、必ずヘルメットを着用する。
3. 部活動に参加する生徒はできるだけ任意保険に加入することが望ましい（スポーツ振興センターの保険は活動中の怪我のみが適用範囲で、移動中の事故等には適用されないので、自転車移動がある部活動は加入することを強く推奨する）。
4. 各部活で使用する場所を定期的に清掃する。外トイレについてはグラウンド使用の部活動が分担して清掃する。
5. 職員玄関前でのミーティングや、職員玄関に遠征用の荷物を置くことは慎む。また備品倉庫のドアの前、掃除用ロッカーの前等、置く場所に配慮をすること。（防火扉が開くように配慮する）
6. 事故が起きたときは速やかに管理職に報告し、事故報告書を提出する。
7. 顧問は、週末の予定を、職員更衣室前の廊下に掲示してあるホワイトボードに記入する。その際自転車を使用する部活はその旨を記入すること。また変更があった際には、その旨を必ず記入すること。
8. 顧問は大会等に出場する場合は要綱&正式名称を管理職に提出すること。
9. 退部を希望する場合は、保護者・顧問・担任とよく相談の上、印をもらい、退部届を顧問に提出する。

（11）活動の停止

上記の規定が守れない場合、活動を停止することもあり得る。